

# 参加資格と障害区分について

## 1 参加資格における留意事項

第26回山口県障害者スポーツ大会『選考会の部』の申し込みにあたっては、必ず該当する各種障害者手帳の写し（障害区分、最終更新日が分かるもの）を添付してください。

なお、療育手帳の交付を受けていない知的障害のある人（特別支援学校の生徒など）の申し込みの際には、以下のいずれかの書類の提出をお願いします。

ア 児童相談所・知的障害者更生相談所長の判定書の写し  
(療育手帳が交付された時点で写しを事務局に送付すること。)

イ 在籍（在学、通所、入所）または卒業（退所）した所属長による療育手帳の証明書（書式不問、以下の記載内容を満たすもの）

○証明書の記載内容） ※別添の記入例を御参照ください。

- ・証明年月日
- ・在籍または卒業した学校（団体）名および所属長名（公印）
- ・対象選手の氏名、性別、生年月日、当該年4月1日現在の年齢、現住所、在籍（在学）期間
- ・証明文  
「療育手帳の取得の対象に準ずる障害があることを証明します。」

## 2 障害区分の判定

参加者の障害区分の判定については、後述の「よくある質問」や「障害区分の解説」を参照の上、以下に留意してください。障害が重複している場合には、種目ごとに変えるのではなく、同じ障害区分で参加してください。

- (1) 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、いずれか一肢の障害として区分します。
- (2) 多肢切断や両上肢障害などのように、複数の部位の切断や機能障害の区分には、3肢以上（多肢）や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けている場合が該当します。
- (3) 指及び手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱います。
- (4) 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分します。
- (5) 関節離断は上位の部位の切断と扱います。（例：肘関節離断は上腕切断）
- (6) 片上肢完全などの「完全」とは、上肢や下肢の大きな3つの関節（上肢は肩・肘・手関節、下肢は股・膝・足関節）すべてに機能障害があるものを言います。機能障害とは、運動麻痺や筋力低下、関節可動域制限のことです。（下肢の場合は、長下肢装具なしでは体重を支えきれないものが該当）
- (7) 不完全とは、上肢や下肢の大きな3つの関節（上肢は肩・肘・手関節、下肢は股・膝・足関節）のうち、1または2関節に機能障害があるものをいいます。

- (8) サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によつては、最も上位の障害部位（上腕）の切断として扱つても、機能障害として扱つても構いません。
- (9) 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいいます。また、「車いす使用」とは、スポーツの場面のみに車いすを使用していることをいいます。
- (10) 切断または機能障害のある方が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障害区分に該当します。
- (11) 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車いす常用（筋ジストロフィー症など）の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行います。
- (12) 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称を言います。
- (13) 走可能とは、両足が地面を離れ、身体に空間を跳んでいる時期があり、かつ、両足がともに地面に接している時期がない、連続した運動ができる状態を言います。なお、走可能と判断する場合、歩行可能で転倒せず早歩きできることを前提とします。
- (14) 視覚障害の視力は、「矯正後の良い方の視力」で判断します。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は0、指数弁は視力0.01とします。また矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、「その他の視覚障害」の障害区分に該当します。
- (15) 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とします。

※ 障害区分が不明な場合は、参加される選手の氏名、手帳番号、手帳障害欄の記載事項、出場希望種目を確認の上、各市町の申込受付窓口または事務局までお問合せください。

## (障害区分) よくある質問

Q1 每年派遣選手選考会に出ていますが、障害区分など細かいことがよくわからず、いつも市の担当者の方と相談して申し込んでいます。今回も同じ競技種目に出たいので、いつもと同じように書いておけばいいのでしょうか？

A1 基本的に、ご自身の障害の程度に大きな変化がないようならば、例年と同じ障害区分でお申し込みいただくのが適当と考えます。

ただし、年齢区分については加齢による変更が起こり得ますのでご注意ください。

Q2 肢体不自由で身障手帳を持っています。陸上競技に出たいのですが、どの障害区分に該当するのでしょうか？

A2 障害認定の原因となった疾病と、残存した運動機能の程度に基づき、該当する障害区分を特定します。

○切断、外傷、その他の機能障害

- ・自立、または杖で、立って競技する 肢体不自由1（陸上1～9）
- ・車いすで競技する 肢体不自由2（陸上15）

○脊髄損傷など、中枢神経の機能障害

- ・自立、または杖で、立って競技する 肢体不自由1（陸上1～9）
- ・車いすで競技する 肢体不自由2（陸上10～14）

○脳原性麻痺（脳梗塞など）による機能障害

- ・自立、または杖で、立って競技する 肢体不自由3（陸上20～22）
- ・車いすで競技する 肢体不自由3（陸上16～19）

○疾病によらず、電動車いすで競技する 肢体不自由4（陸上23）

Q3 疾病で左太ももを切断し、左下肢全廢（3級）の障害認定を受けました。普段の生活では、車いすで移動することも、杖で移動することもあります。ソフトボール投に出たいのですが、どの障害区分に該当するのでしょうか？

A3 日常生活の中ではなく、競技で車いすを使用するかどうかで判断します。

○競技中に杖を使う（立位）

肢体不自由1 片大腿切断、片下肢完全→（陸上5）

○競技中に車いすを使う（座位）

肢体不自由2 脊髄損傷、脳原性麻痺以外の車いす使用（陸上15）

Q4 手首や膝など、関節部で離断した場合の障害区分が良く分かりません。

A4 切断個所による障害区分は、以下のとおりです。

○上肢の切断

- ・手部から指先までの切断→手部切断
- ・前腕部から手関節までの切断（手関節離断含む）→前腕切断
- ・肩関節から肘関節までの切断（肘関節離断含む）→上腕切断

○下肢の切断

- ・膝関節より末端の切断（足部切断含む）→下腿切断
- ・股関節より膝関節までの切断（膝関節離断含む）→大腿切断

Q5 交通事故で脊髄を損傷し、両上肢の軽度障害（6級）、両下肢の著しい障害（2級）の障害認定を受けました。車いすでの陸上競技を考えていますが、頸髄がどの程度残存しているかなど、細やかな障害区分が良く分かりません。

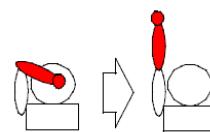
A5 日常生活の中で、以下の動作ができるかどうかで、概ね判断してください。

①日常生活時の車いすの種別

- ・電動→ 電動車椅子常用
- ・電動でない→ (②)へ)

②肘関節より先の上腕部を、重力に逆らった状態で垂直に伸展

- ・伸展不能→ 第6頸髄まで残存
- ・伸展可能→ 第7頸髄以上が残存→ (③)へ)



③指の伸屈や動き方の様子

- ・じゃんけんの「グー」ができない、物を握れない→ 第7頸髄まで残存
- ・物を握って持てるが、指を強く開いたり閉じたりできない→ 第8頸髄まで残存
- ・上肢機能に特に異常がない→ 下肢麻痺で判断→ (④)へ)

④座位バランス

背もたれのない車いすに、腕の力の支えなく安定して座る

- ・座位保持不能→ 下肢麻痺で座位バランスなし
- ・座位保持可能→ 下肢麻痺で座位バランスあり

Q6 肢体不自由の他、聴覚障害が重複しています。出場区分はどちらでしょうか。

A6 運動機能に影響のある、肢体不自由の区分での出場が適当です。なお、申し込みの際には、重複障害がある旨と、手話または要約筆記が必要かどうか、介助人の有無などについて、それぞれ記載してください。

Q7 視覚障害があります。陸上競技で音源補助か、介助人の伴走を必要としていますが、どちらが出来るのか、よく分かりません。

A7 視覚障害の音源補助、または介助人の伴走は、競技種目によって異なります。

○競走競技

- ・50m 音源補助+走路内の競技役員の声
- ・上記以外の競走競技 介助人の伴走のみ可

○跳躍競技

- ・走幅跳 音源補助、声かけが可（競技役員による）

※立幅跳は不可

○投げ競技 音源補助、声かけが可（競技役員による）

【別表1(参考)】障害区分の解説

■肢体不自由1

障害区分名			解説
切断または機能障害	上肢	切断	手部
			片側および両側の手部切断者
			片前腕
			手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
			片上腕
		機能障害	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
			両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
	立位	下肢	両上腕
			両上腕の切断者
			片前腕および片上腕
			片前腕の切断および片上腕の切断者
	上下肢	切断	片上肢不完全
			片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			片上肢完全
			片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
		機能障害	両上肢不完全
			両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
			両上肢完全
			両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
	体幹	切斷	片下腿
			片足部の切断を含む片下腿の切断者
		機能障害	片大腿
			膝関節の離断を含む片大腿の切断者
		上下肢	両下腿
			両側の下腿の切断者
			両大腿
			両側の大腿の切断者
		機能障害	片下腿および片大腿
			片下腿の切断および片大腿の切断者
			片下肢不完全
			片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
		機能障害	片下肢完全
			片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
			両下肢不完全
			片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者
		切斷	両下肢完全
			両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
		多肢切斷	片上肢および片下肢
			片上肢の切断および片下肢の切断者
		機能障害	多肢切斷
			三肢以上の切断者
			片上肢不完全および片下肢不完全
			片上肢不完全および片下肢不完全の者
		片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全および片下肢完全の者
			両上肢不完全および両下肢不完全の者
		両上肢不完全および両下肢不完全	両上肢不完全および両下肢不完全の者
			両上肢不完全および両下肢不完全の者
		体幹	頸部・胸部・腹部および腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)【注1】

【注1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない

■肢体不自由2

陸上競技・ボッチャ 脊髄損傷等	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)
		第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
		第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
		下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
		下肢麻痺で座位バランスあり	
		その他の車いす(陸上競技)	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者(例:両下肢切断のため車いすを使用し競技する者)
		多肢切斷(ボッチャ)	三肢以上を切斷し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者
水泳	脊髄損傷等(脊髄損傷や脊髄腫瘍等脊髄疾患、ポリオ、ギラソバーレなどの疾患により対麻痺や四肢麻痺相当である場合はこの区分になる。切断や奇形、脳性麻痺による場合はそれぞれの該当区分の適用になる)	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
		第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)
		下肢麻痺で座位バランスなし	【注2】
		下肢麻痺で座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する

【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車いす使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切斷の区分を適用すること

### ■肢体不自由3

		障害区分名	解説	
脳原性麻痺 （脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等）	陸上競技・ボッチャ	車いす	四肢麻痺で車いす使用（陸上競技） 四肢麻痺で車いす常用、または使用（ボッチャ） けって移動	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者 四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者 両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
		立位	片上下肢または、片上肢で車いす使用 上肢で車いす使用（陸上競技） その他走不能（陸上競技） その他走不能（ボッチャ） 上肢に不随意運動を伴う走可能（陸上競技） その他走可能（陸上競技）	片側の上肢と下肢または片側の上肢で車いすを操作する者 上肢による車いす使用者【注4】 下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者 杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることが不可能な者 目的動作に障害のない上肢協調運動障害があるが、杖・歩行器を用いて走ることが可能な者 【注5】
		水泳	四肢麻痺（車いす常用） 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能 両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能 片側障害で片上肢機能全廃 その他の片側障害で走不能 その他走可能	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者 意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者 両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者（車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い） 上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者 片側障害で患側上肢でストローク動作も走ることも両方が不可能な者 片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者 上肢の協調運動障害が軽度な者で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者
	卓球	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
			杖または松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
		立位	上肢に不随意運動あり 上肢に不随意運動なし 片側障害	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者 上肢の協調運動障害のない立位者 片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する。

【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない杖・歩行器を用いて走ることが可能な者すべてがこの区分に該当する。

### ■肢体不自由4

その他	電動車いす常用（陸上競技）	四肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
	電動車いす常用（ボッチャ）	四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者
	浮具使用（水泳）	重度の四肢体幹障害のある者で、浮具を使用する者

### ■視覚障害

視覚障害	視力0から0.01まで	【注6】【注7】
	その他の視覚障害	

【注6】視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指數弁は視力0.01とする。

【注7】矯正後の良い方の視力が0.02以上の場合、視野障害の有無に関わらず、その他の視力障害へ区分される。

### ■聴覚・平衡機能障害、音声・言語、・そしゃく機能障害

聴覚・平衡機能障害、音声・言語、そしゃく機能障害	聴覚障害	区分しない
--------------------------	------	-------

### ■知的障害

知的障害	知的障害	区分しない
------	------	-------

### ■内部障害

内部障害	ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない
------	--------------	------------------------------

### ■精神障害

精神障害	精神障害	区分しない
------	------	-------